

由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン  
(全体計画)

2015年3月  
(2026年3月改定)  
由利本荘市



## 目 次

### 第1章 総則

1 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン改定にあたって	1
2 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの目的	1
3 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	2
4 要配慮者と避難行動要支援者	2
5 避難支援対象者	3
6 対象とする災害	3

### 第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者情報の把握	4
2 避難行動要支援者名簿の作成と管理	4
（1）避難行動要支援者情報の収集	4
（2）避難行動要支援者名簿の対象範囲	4
（3）避難行動要支援者名簿に登載する項目	5
（4）避難行動要支援者名簿の管理	5
3 避難行動要支援者情報の共有	5
4 避難行動要支援者情報の提供	5
5 避難行動要支援者名簿の提供	6
（1）提供条件	6
（2）提供までの流れ	6
6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護	7
7 避難行動要支援者名簿の更新	7

### 第3章 避難支援体制の整備

1 避難支援等関係者	8
2 関係各機関等の役割	8
（1）由利本荘市の役割	8
（2）町内会・自治会、自主防災組織の役割	9
（3）民生委員・児童委員の役割	9
（4）社会福祉協議会の役割	9
（5）社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	10
（6）由利本荘市消防本部・消防団の役割	10

### 第4章 情報伝達体制

1 普及・周知	11
（1）防災情報の周知	11
（2）避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	11

2 情報伝達体制の整備	11
(1) 避難行動要支援者への情報伝達	11
(2) 避難支援関係機関への情報伝達	12

## 第5章 避難誘導體制・安否確認

1 安全確保と避難誘導	13
2 安否確認の方法	13
3 避難行動要支援者等の特徴	14
4 安否情報の収集	17
(1) 避難施設での所在確認	17
(2) 在宅している避難行動要支援者の安否確認	17
5 各災害時における避難体制	17
(1) 地震	17
(2) 風水害	17

## 第6章 避難施設における支援

1 避難施設等における要配慮者支援体制	18
(1) 開設の周知	18
(2) 避難施設との連携	18
(3) 支援体制の確認	18
(4) 優先的支援の実施	18
2 避難施設での生活にあたって	19
3 福祉避難所	24
(1) 福祉避難所の設置	24
(2) 福祉避難所の確保	24
(3) 設置・運営等	24

## 第7章 計画の推進に向けて

1 計画の見直し	26
2 さらなる避難支援対策の進め方	26
(1) 個別支援計画	26
(2) 個別支援計画の考え方	26
(3) 個別支援計画の対象者	26
(4) 避難行動要支援者・避難支援者の役割	26
(5) 市の役割	27



# 第1章 総則

## 1 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン改定にあたって

2011年の東日本大震災、2019年台風19号、2024年能登半島地震など、近年の度重なる災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には避難行動要支援者、またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」が最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

国における避難行動要支援者に関する取組としては、2021年5月に、災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化され、2024年能登半島地震を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が更新されました。

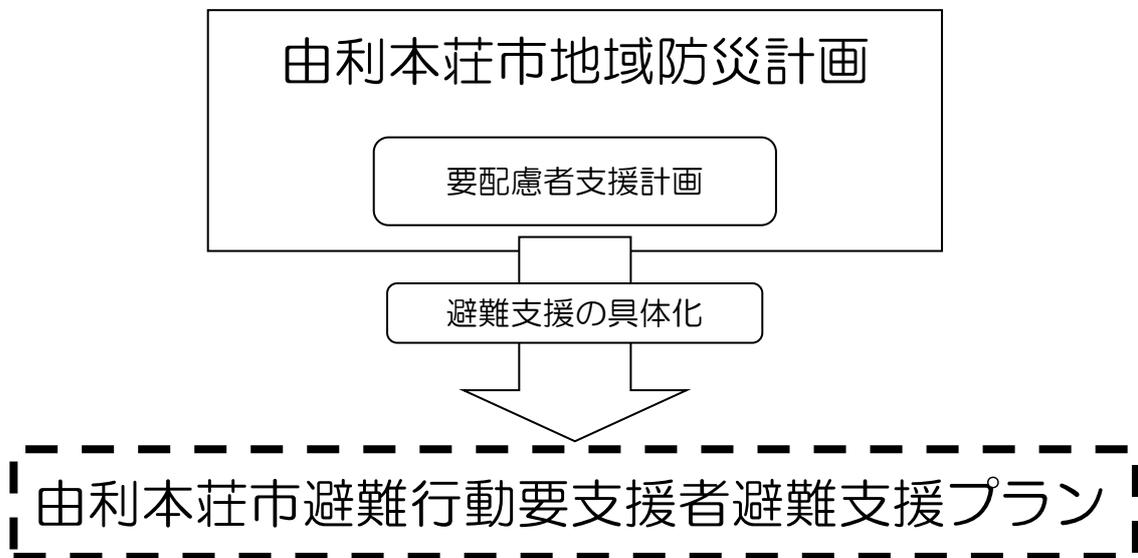
由利本荘市では2015年に「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定していましたが、前述の法改正等をふまえ更新するものです。

## 2 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの目的

「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」は避難行動要支援者の「自助」及び、地域や住民による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的としています。

### 3 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）は、由利本荘市地域防災計画中の要配慮者支援計画のうち、避難支援に関する事項を具体化したものです。



### 4 要配慮者と避難行動要支援者

災害時に支援を必要とする方は、避難行動から避難生活に至るまでのどの場面で支援が必要かによって、以下のとおり区分されます。

#### 【用語の定義】

- 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）  
高齢者、障がい者、乳幼児、難病患者、妊産婦、外国人など、防災施策において特に配慮を要する方の総称です。これには、発災後に怪我を負った方や、避難所等での生活において支援が必要になった方も含まれます。
- 避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項）  
要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、「円滑かつ迅速な避難」を確保するために、緊急時、特に優先的な支援を必要とする方を指します。

## 5 避難支援対象者

要配慮者には社会福祉施設や医療機関等に入所・入院し、支援を常時受けている方や、家族による支援が受けられる方、自力での避難が可能な方など、様々な状況下にいる方が含まれます。

そのため、本計画における避難支援体制の整備は、避難行動要支援者のような、より緊急性の高い、他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方について、重点的・優先的に進めます。

## 6 対象とする災害

避難支援プランは、地震、風水害等全ての災害を対象とします。また、対象地域は由利本荘市全域とします。

## 第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

### 1 避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握及び関係機関との情報共有が必要になります。そのため、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成と管理

避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は由利本荘市避難行動要支援者名簿取扱要綱にもとづき、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成します。

#### (1) 避難行動要支援者情報の収集

避難行動要支援者名簿に記載する情報の収集方法として由利本荘市では、災害時の実効性をより高めるために、手上げ方式や同意方式ではなく、「関係機関共有方式」を用いて避難行動要支援者名簿を作成します。

##### 【関係機関共有方式】

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用し、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局、民生委員・児童委員などの関係機関等の中で共有する方式です。本人の同意取得が困難な場合でも、法令等に基づき、緊急時の安全確保を目的として適切かつ迅速に連携を図ることができます。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の対象範囲

避難行動要支援者名簿に登載する対象者は、原則として次に掲げる対象範囲に該当する方とします。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 名簿への掲載希望のあった方で、市において掲載が適当であると判断した方
- カ その他、市長が掲載する必要があると判断した方

※ 上記該当者のうち施設入居者については、当該施設の職員等の対応とし、避難行動要支援者名簿の登載対象者にはなりません。

### (3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目

避難行動要支援者名簿に登載する情報は次のとおりです。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所又は居所
- オ 地区名（町内会名）
- カ 電話番号その他緊急連絡先
- キ 要支援区分（以下 a～c のとおり）
  - a 高齢者＝要介護度
  - b 障がい者＝障がい者手帳（身体・知的・精神障がい）の等級・程度
  - c その他＝個別事由（高齢単身世帯、日中一人暮らしの方など）
- ク そのほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### (4) 避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿の原本は市が保管し、複本は避難行動要支援者名簿の提供を受けた方が保管します。避難行動要支援者名簿は由利本荘市個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用します。

## 3 避難行動要支援者情報の共有

市は、避難支援体制を整備するため、「関係機関共有方式」を用いて、平常時から避難行動要支援者情報を消防署、警察署、市役所関連部署、民生委員・児童委員等で共有します。

## 4 避難行動要支援者情報の提供

消防署、警察署、市役所が災害発生直後から市内全域で救助活動などすることは現実的には難しいことが、東日本大震災等の事例でも明らかになっていますが、人命救助の観点においては、生存率を高めるために、早期の救助が重要です。これらの事実から、有事の際は、地域での助け合いである「共助」が非常に重要となります。そのため、避難行動要支援者名簿を町内会・自治会、自主防災組織等に平常時から提供できる体制を整えます。

## 5 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿の提供については、以下の手順に沿って町内会・自治会等へ提供します。

### (1) 提供条件

- ア 町内会・自治会内で合意がとれていること
- イ 申請する予定の者が会長（代表者）であること

### (2) 提供までの流れ

- ア 避難行動要支援者名簿提供申請書の提出（町内会・自治会長）
- イ 避難行動要支援者に関する協定の締結（由利本荘市、町内会・自治会）  
協定書を郵送いたします。自治会の印を捺印のうえ、ご返送ください。
- ウ 避難行動要支援者名簿の作成・提供（由利本荘市）

町内会・自治会・ 自主防災組織等	①避難行動要支援者名簿提供申請		由利本荘市
	・町内会・自治会内で同意が取れていますか。 ・申請する予定の者が会長（代表者）ですか。	申請書の提出 →	
	②協定の締結		
	・町内会・自治会の印を捺印のうえ、 返送してください。	協定書の送付 ← 協定書の返送 →	
	③避難行動要支援者名簿の配布		
	・名簿の提供を受けた町内会・自治会等は、 受領書を提出してください。	名簿の提供 ←	

## 6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護

避難行動要支援者名簿の共有・提供にあたり、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、由利本荘市職員、民生委員・児童委員は守秘義務を厳守します。また、避難行動要支援者名簿を保管する町内会・自治会、自主防災組織代表者は市と協定を結び、個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務の遵守に努めるものとし、これらの情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、またはそれに代わる保管方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底するものとし、

## 7 避難行動要支援者名簿の更新

市は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行い、消防署、警察署等、市役所関連部署、民生委員・児童委員等と共有するとともに、避難行動要支援者名簿を提供している町内会・自治会、自主防災組織にも、更新された避難行動要支援者名簿を提供できる体制を整えます。

## 第3章 避難支援体制の整備

### 1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠ですが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定することが求められます。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得て、避難支援者を決める必要があります。

由利本荘市地域防災計画では、下記の各関係機関を避難支援等関係者としています。

- ア 由利本荘市消防本部
- イ 市消防団
- ウ 県警察
- エ 民生委員・児童委員
- オ 市社会福祉協議会
- カ 自主防災組織
- キ 避難支援を行う地区・町内会等
- ク その他、市長が支援者として依頼すべきと判断した方

### 2 関係各機関等の役割

#### (1) 由利本荘市の役割

##### 【平常時】

#### ① 市防災担当部局

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 消防署・警察署等への避難行動要支援者名簿の提供
- ウ 町内会・自治会、自主防災組織等との協定の締結、及び避難行動要支援者名簿の提供
- エ 個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- オ 個別避難計画作成
- カ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- キ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

#### ② 市福祉担当部局

- ア 高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成
- イ 市役所関係部署への避難行動要支援者名簿の提供
- ウ 民生委員・児童委員等への避難行動要支援者名簿の提供

- エ 個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- オ 個別避難計画作成
- カ 福祉避難所の設置、運営体制の確保・協力
- キ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

【災害時】

① 市防災担当部局

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難施設の計画

② 市福祉担当部局

- ア 健康福祉部福祉班を設置
- イ 避難行動要支援者の安否確認
- ウ 福祉避難所の開設・運営協力
- エ 避難施設の職員と連携した避難行動要支援者への支援
- オ 社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営

(2) 町内会・自治会、自主防災組織の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- エ 個別避難計画作成

【災害時】

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

(3) 民生委員・児童委員の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- エ 個別避難計画作成

【災害時】

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

【平常時】

- ア 地域福祉の推進
- イ 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの作成
- ウ 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練の実施
- エ 避難支援等に関する関係機関の連絡調整への協力

【災害時】

- ア 災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティア等の受入・派遣調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

【平常時】

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別避難計画作成のための同意への協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ウ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力

【災害時】

- ア 避難行動要支援者の受入

(6) 由利本荘市消防本部・消防団の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力

【災害時】

- ア 被災者の安否確認、救援・救助

## 第4章 情報伝達体制

### 1 普及・周知

#### (1) 防災情報の周知

市が作成しているハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯や転入者へ配布するとともに、市ホームページへの掲載等を行います。また、目から情報を取得することが困難な視覚障がい者が、災害リスク情報などを音声で取得することができる「耳で聴くハザードマップ※」の周知を図ります。

加えて、ハザードマップを用いて要配慮者利用施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、訓練や説明会などを通じて関係機関や住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとします。

※「耳で聴くハザードマップ」とは、秋田県が導入している、携帯電話のGPS機能を利用し、気象情報、標高、洪水リスク、避難場所までのナビゲートなどを音声読み上げアプリ（Uni-voice Blind）を活用して聴くことができるサービスです。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、町内会・自治会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

### 2 情報伝達体制の整備

#### (1) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に基づき適切な判断・行動をとることが困難な場合が多く、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人等に伝達できる情報伝達手段が必要になります。そのため市は、地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または、災害の恐れがある場合、避難行動要支援者及び社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備及び避難ができる早期の情報伝達に努めます。

実際には、防災行政無線のほか、電子メール、SNS、放送事業者、広報車等さまざまな手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供します。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用します。

また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

【情報伝達手段】

- 防災行政無線
- 消防・防災メール
- SNS（由利本荘市 LINE 公式アカウント、Facebook、X 等）
- 放送事業者への情報提供（L アラート）
- 避難情報電話・ファクスサービス
- エリアメール・緊急情報メール
- 広報車・消防団等による広報

（２）避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努めます。

## 第5章 避難誘導體制・安否確認

### 1 安全確保と避難誘導

災害発生時に避難行動要支援者の安全確保及び避難誘導は、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行います。

避難行動要支援者が単身者又は避難に際して同居者による介助が出来ない場合、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して避難施設等への避難誘導を行います。避難誘導にあたり誘導者は、責任を持って避難施設等での登録手続までを行うものとしします。

### 2 安否確認の方法

市は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行います。

避難行動要支援者の安否確認については、次のような手段を講じて行うこととしています。市関係部署以外にも、様々な機関を含む地域全体からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとしします。

#### 【確認方法】

- ア 避難行動要支援者名簿
- イ 避難支援者からの報告
- ウ 民生委員・児童委員の調査による報告
- エ 町内会・自治会、自主防災組織の調査による報告
- オ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の調査による報告
- カ 由利本荘市消防本部・消防団の調査による報告
- キ その他関係機関の調査による報告

### 3 避難行動要支援者等の特徴

避難行動要支援者等は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応が求められます。

そのため、避難行動要支援者等の避難行動を支援する際に参考となる、それぞれの特徴を示します。

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが困難である。	車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。 危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動が取れない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障がい者・言語障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。特に階段や段差のある道を移動するのは困難である。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は事項の「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
内部障がい者・ 難病患者	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</p> <p>常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。</p>	<p>車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。</p> <p>外見ではわからない障がいであることを周知する。</p> <p>医療機関との連絡体制を確立しておく。</p> <p>薬やケア製品、電源を確保しておく。</p>
在宅人工呼吸器 使用者(24時間 間使用者)	<p>素早い避難行動が困難である。</p> <p>人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や医療バック、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。</p>	<p>車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者(4人以上)を確保しておく。</p> <p>在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。</p> <p>薬やケア製品、電源を確保しておく。</p>
知的障がい者	<p>異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。突発的なできごとに対して、状況に応じた行動ができない場合がある。</p>	<p>安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。</p> <p>個人の特性に応じて、言葉以外で意思疎通を図る支援ツールを準備しておく。</p>
精神障がい者	<p>発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し行動することができる。</p> <p>普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p> <p>引きこもり等により、自宅から避難できない場合がある。</p>	<p>精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。</p> <p>障がいのあることを隠しておきたい人もいるため、避難時の行動をよく観察する必要がある。</p> <p>極力、服用の中断を来さない様にし、本人及び援護者は服薬に関する情報(薬の名称や服薬のタイミング等)を知っていることが必要である。</p> <p>医療機関との連絡体制を確立しておく。</p>

乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。

## 4 安否情報の収集

安否情報の収集については、避難施設において実施しますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難施設に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難施設のみでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、市は、以下のとおり避難行動要支援者の安否情報を収集します。

### (1) 避難施設での所在確認

避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者を把握します。

### (2) 在宅している避難行動要支援者の安否確認

地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している避難行動要支援者の安否確認に努めます。

## 5 各災害時における避難体制

### (1) 地震

地震における避難行動要支援者の避難支援・誘導體制は本避難支援プランにあるとおりとなります。

しかし、地震は予測が難しく、突発的に発生するため、日頃から防災意識を持つことが非常に重要です。最寄りの避難施設の把握や経路の確認など、平常時から可能な対策を講じておくことが命を守る上で重要となります。

### (2) 風水害

風水害における避難行動要支援者の避難支援・誘導體制は地震対策と共通ですが、風水害においては地震と異なり、予測することが可能な場合があります。そのため、避難行動要支援者は予報の段階から避難等の準備を開始するなど、自分の身を守るよう早めの行動を心がけることが重要となります。

## 第6章 避難施設における支援

### 1 避難施設等における要配慮者支援体制

#### (1) 開設の周知

由利本荘市は、防災情報に基づき、早期に避難施設の開設を行い、開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図ります。

#### (2) 避難施設との連携

避難施設の運営者は、次のように避難施設における要配慮者の支援を行うとともに、市などの関係団体との情報共有に努めます。

##### ア 要配慮者窓口の設置

- ・要配慮者からの相談への対応、確実な情報伝達や救援物資の提供

##### イ 避難者名簿の作成及び避難行動要支援者の避難状況の把握

- ・避難者名簿の作成及び避難行動要支援者名簿との照合による安否確認、不明者については市等へ連絡

##### ウ 要配慮者の状況・ニーズの把握

- ・要配慮者一人ひとりのニーズの把握
- ・避難施設で対応できないニーズについて市への要請
- ・福祉避難所との連携

#### (3) 支援体制の確認

由利本荘市及び避難施設の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難施設における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難施設設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難施設における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握します。

由利本荘市は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者等の協力を得て、各避難施設において要配慮者支援に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、町内会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努めます。

#### (4) 優先的支援の実施

市は、大規模災害時等の避難施設スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとします。

## 2 避難施設での生活にあたって

避難施設での生活にあたり、注意すべき事項を以下に示します。

- ア 避難施設に着いたら、安否確認や登録のために受付をしましょう。また、配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマークやマタニティマークを身に付けたり、障がい者手帳、ヘルプカード、母子健康手帳、お薬手帳などがあれば、提示しましょう。
- イ 自分がいる避難施設が、予定していた避難施設と異なる場合には、予定していた避難施設へ安否を報告しましょう。必要があれば、避難施設のスタッフに連絡や移送について相談しましょう。
- ウ 避難施設内の設備や案内図などを確認しましょう。
- エ 避難施設では、スタッフの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活しましょう。
- オ 避難施設での生活は、避難施設のスタッフと避難住民の自治組織との共同運営で成り立ちます。できるだけ運営に参加し、ルールを守り、それぞれが自分にできる範囲の役割分担をして助け合いましょう。
- カ 妊産婦が避難施設で働けないことに対して、後ろめたい、遠慮するなどにより精神的に負担がかからないように、受付で妊産婦であることを申し出るとともに、周囲の人にも妊産婦であることを分かってもらえる（マタニティマーク等）ようにしましょう。
- キ 避難施設生活や今後の生活での心配ごとなどについては、相談窓口で相談しましょう。また、その避難施設での生活が困難な場合には、福祉避難所などへの移送について相談しましょう。
- ク 避難施設で子供が泣いたり騒いだりすることの精神的負担がかからないように、乳幼児がいる世帯のブースを分けることも、安心の確保や物資供給の面で効果があります。
- ケ 著しい精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合には、避難施設の運営スタッフ、若しくは、お近くの救護所へ相談しましょう。
- コ 避難施設のペットについては、飼育場所が指定されるところがあります。なお、介助犬については、同伴できる場合もあります。

## 高齢者、家族、支援者は？

- 受付に、要介護認定を受けていること、認知症の症状があることなど心身の状態について申し出ましょう。
- 移動が不自由な場合には、手すりやつかまるものがあり、トイレに近い場所で、また、重度の介護を要し、おむつ替えが必要な場合には、プライバシーを確保できる場所で過ごせるように相談しましょう。
- トイレを使用できるかどうかを確かめ、使用できない場合には、スタッフに伝え、対応してもらいましょう。
- 屋外の仮設トイレに行くのに、夜、寝静まった人の間を歩いて行かなければならない、また、出入りを周囲の人に気兼ねしてしまうため、水分摂取を自ら控え血栓症などを起こすといったことがないように、トイレに行きやすい場所を確保してもらいましょう。
- 認知症の人は、環境の変化により認知症の症状が強くあらわれる場合もあります。その場合は、相談窓口にご相談しましょう。
- 入院等の医療が必要な場合は病院への搬送を、避難施設での生活を継続していくことが困難と思われる場合には、福祉避難所への移送について相談しましょう。
- 寝たきりなど重度の要介護認定を受けている方は、施設への入所について相談しましょう。

## 視覚障がい者は？

- 視覚障がい者にとって新しい環境を把握し、生活に適應することはとても難しいです。たとえ短期間にしても、避難施設の環境全体を把握する必要があります。
- 視覚障がい者個人の努力で環境全体を把握することは極めて難しいことです。ガイドヘルパーなどの必要な支援を求めましょう。自分にあった誘導方法を伝えて、受付、相談窓口、生活の場、トイレ、出入口などを丁寧に案内してもらいましょう。状況の変化、食料や救援物資の配給などの情報の伝え方も説明しておきましょう。
- 体育館のような広い空間に大勢の人がいる中を移動することは難しいので、次のようなことに配慮してもらいましょう。
- 手すりなどの物理的な手がかりがあり、移動しやすい場所で過ごせるようにしてもらいましょう。
- トイレのたびに支援者を呼ぶことは心理的負担が大きいため、壁伝いに行けるよう、できるだけトイレに近い場所や避難施設の居室の出入口に近い場所に生活の場を設けるなど、一人で行くための方法を一緒に考えてもらいましょう。  
(屋外の仮設トイレを使用する場合も同様ですが、壁伝いに行けないときは、手すり等の手がかりとなるものを設置してもらいましょう。)
- 連絡やお知らせなどについては、紙に書いた文字以外の方法（例えば、口頭、録音テープなど）で必要に応じ繰り返し提供してもらうようにしましょう。

## 聴覚障がい者は？

- 受付に、耳が聞こえないことを申し出ましょう。
- 状況の変化、食料や救援物資の配給などの情報の伝え方も説明しておきましょう。
- 耳が聞こえないことを示す目印をつけましょう。
- 手話通訳、要約筆記などの必要な支援を求めましょう（例えば、「手話通訳必要」、「要約筆記必要」などと書いた目印をつける。）。
- 避難施設で手話の分かる仲間と会ったら、できるだけ手話で話しましょう。  
それを見て手話で話す仲間が集まってくるかもしれません。聴覚障がい者同士で集まっていると、お互いに助け合えることがあります。また、手話の分かる健聴者も手助けを申し出てくれるでしょう。

## 肢体不自由者は？

- 受付を済ませたら、まずトイレを使用できるかどうかを確かめ、そこにあるもの（形式）では使用できない場合には、避難施設のスタッフに相談しましょう。
- その避難施設で対応が困難な場合には、使うことのできるトイレのある他の避難施設に受け入れてもらえるように相談しましょう。
- 身体機能に合った、ベッド、椅子等が使用できるかどうか確認しましょう。
- 体温調整が困難な方は、冷暖房の設備が使用できるかどうか確認しましょう。

## 内部障がい者は？

- 避難施設に救護所が設置されている場合は、受付をすませたら、すぐ救護所に行き、病状や必要な医療的ケアなどを伝えましょう。避難施設生活ではふだんよりも健康管理が大切になります。
- 救護所のスタッフに安静、保温、清潔、換気、禁煙などの環境を整えてもらいましょう。入院する必要はなくても、医療的ケアや処置、介護を要する場合には、福祉避難所への移送について相談しましょう。

## 心臓障がい者は？

- 災害時には、心身のショックや環境の変化によって病状の悪化が予想されます。ふだんから自分の病状をよく把握しておいて、いつもと違う次のような症状が出たときには、相談窓口にご相談するなど、早めに対応しましょう。  
(例)・皮膚が冷たくなり、冷や汗がでる。・不安や不穏が強くなり、大きいあくびがでる。
  - 体がだるい、尿量が減る、むくみがある。　・脈拍が速く弱い、脈が乱れている。
  - どうきがする、息が苦しい。　・胸がしめつけられる、頭痛がある、など
  - 心身の安静が保てるような場所を確保してもらい、救護所に必要な支援を求めましょう。

## 呼吸器障がい者は？

- 避難施設に救護所が設置されている場合は、救護所に相談し、酸素供給業者へ連絡をしてもらいましょう。また、病状によっては、医療機関に移送してもらいましょう。
- 感染症、心不全症状や合併症の悪化などが見られるときには、早急に医療機関に移送してもらいましょう。
- 病状が比較的安定していて、避難施設生活を続けていくことができるときには、酸素療法が可能な場所を確保してもらいましょう。
- また、病状が安定していても、救護所の定期的な診療を受けて重度化を回避するなど、自らも自己管理に留意しましょう。
- 病状が比較的安定していて、避難施設生活を続けていくことができるときには、人工呼吸療法や酸素療法が可能な場所を確保してもらいましょう。

## 腎臓障がい者は？

- 避難施設に救護所が設置されている場合は、救護所へ自分の心身状況について相談に行きましょう。
- 透析が必要な場合には、医療機関の確保と移送の手配をしてもらいましょう。透析まで時間的に余裕があっても病状が悪化している場合には、医療機関の確保と移送の手配をもらいましょう。
- 避難施設のスタッフに相談し、安静が保てる環境を整えてもらいましょう。
- 腹膜透析をしている人は、透析を行うための清潔で安静が保てるエリアを用意してもらいましょう。8時間以上貯留させないように交換しましょう。
- 食事管理（カリウム制限など）をしている人の場合には、医療救護所へ申し出て、相談しましょう。

## 膀胱・直腸障がい者は？

- 避難施設に救護所が設置されている場合は、救護所へ自分の心身状況について相談に行きましょう。
- 医療的ケアが必要な場合には、医療機関の確保と移送の手配をもらいましょう。
- ストマケアのための個室か、コーナーを用意してもらいましょう。
- トイレの使用や入浴について相談しましょう。
- 排泄管理、食事、水分管理などについて不安があれば、医療スタッフに相談しましょう。

## 知的障がい者、家族、支援者は？

- 受付で障がい者手帳を自分で提示できない人には、持ち物の中に身分を証明する物やメッセージがないか、本人と一緒に確認してみてください。
- 慣れない生活によって昼夜が逆転したり、興奮状態に陥ったりすることがあるかもしれません。その場合、救護所に相談し、専門医の診察が必要な場合には、専門医を紹介してもらいましょう。
- パーテーションの設置などで刺激を減らすことや、顔見知りの人や仲間と同じエリアで生活できるように、避難施設のスタッフに相談しましょう。
- 避難施設で適応できない状況が見られたら、福祉避難所などの落ち着ける場所への移送について相談しましょう。
- 家族や支援者が、個人の特性を避難施設のスタッフに伝えましょう。必要であれば、避難施設での過ごし方を絵や短い文に書いて、本人と一緒に確かめましょう。

(例)

- 普通の声で話すようにする。夜は静かに過ごす。困ったことは、家族、スタッフに相談する。約束ごとは守る。
- 本人の不安定な状態が続き、家族だけで対応すると、家族の方も精神的に疲れますので、相談窓口や救護所に相談しましょう。

## 精神障がい者は？

- 障がい者手帳等を提示することで、配慮を求めやすくなります。
- 避難所には、普段服用している薬を忘れずに持参するようにしましょう。
- 慣れない生活によって昼夜が逆転したり、興奮状態に陥ったりすることがあるかもしれません。その場合、救護所に相談し、専門医の診察が必要な場合には、専門医を紹介してもらいましょう。
- パーテーションの設置などで刺激を減らすことや、顔見知りの人や仲間と同じエリアで生活できるように、避難施設のスタッフに相談しましょう。
- 避難施設で適応できない状況が見られたら、福祉避難所などの落ち着ける場所への移送について相談しましょう。

### 3 福祉避難所

#### (1) 福祉避難所の設置

市は、通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、指定福祉避難所(※)、協定による福祉避難所の確保に努めます。

#### ※ 指定福祉避難所とは

災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を「指定福祉避難所」とし、公示することとなっています。

#### (2) 福祉避難所の確保

市は、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある方の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努めます。

指定福祉避難所・協定を締結済みの社会福祉施設は次ページを参照してください。

#### (3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。また、災害時において、福祉避難所の設置及び運営は、別に定める福祉避難所運営マニュアルに沿って行います。

## 指定福祉避難所一覧（2026年3月1日現在）

No.	種別	施設名	所在地
1	特別支援学校	秋田県立ゆり支援学校	水林 456-3

## 福祉避難所協定締結施設一覧（2026年3月1日現在）

No.	種別	施設名	所在地
1	高齢者施設	特別養護老人ホーム 広洋苑	岩城内道川字上川 134 番地
2	高齢者施設	特別養護老人ホーム 萬生苑	薬師堂字一番堰 38 番地 1
3	高齢者施設	特別養護老人ホーム 東光苑	東由利蔵字蔵 83 番地
4	高齢者施設	特別養護老人ホーム 鳥寿苑	鳥海町伏見字久保 77 番地
5	高齢者施設	特別養護老人ホーム 白百合苑	前郷字家岸 79 番地 17
6	高齢者施設	特別養護老人ホーム おおうち	岩谷字ハケノ下 80 番地 2
7	高齢者施設	特別養護老人ホーム ふるさと矢島	矢島町城内字八森下 481 番地 1
8	高齢者施設	特別養護老人ホーム ひまわり	西目町海士剥字御月森 1 番地
9	高齢者施設	特別養護老人ホーム あじさいの郷	水林 459 番地 2
10	高齢者施設	指定介護老人福祉施設 ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157 番地
11	高齢者施設	指定介護老人福祉施設 花ごよみ	土谷字新谷地 160 番地
12	高齢者施設	介護老人保健施設 グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下 2 番地 6
13	高齢者施設	介護老人保健施設 しょうわ	石脇字田尻 33 番地
14	高齢者施設	介護老人保健施設 ひまわりの里	浜三川字小山口 20 番地
15	高齢者施設	介護老人保健施設 あまさぎ園	岩城富田字根本 9 番地 3
16	障がい者施設	障害者支援施設「はまなす園」	岩城内道川字烏森 150-297
17	障がい者施設	障害者支援施設 秋田県心身障害者コロニー	西目町出戸字孫七山 3-2
18	障がい者施設	秋田県心身障害者コロニー 水林事業所	調練場 1-1
19	障がい者施設	障害者自立支援センター「和（なごみ）」	石脇字田中 108

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 計画の見直し

この避難支援プランは、地域での避難行動要支援者に関する助けあい活動や避難訓練等日々の活動、また市及び関係機関での検討過程のなかで発見された新たな課題や意見及びその対応策等を随時反映するため、関係機関等で内容を検討し、市民、地域等の意見を踏まえながら、適宜見直しを図るものとします。

### 2 さらになる避難支援対策の進め方

#### (1) 個別避難計画

災害が発生、またはそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難するのかを定めた個別の対応方法（個別避難計画）を作成しておくことが有効です。

個別避難計画は、由利本荘市個別避難計画取扱要綱にもとづき、避難行動要支援者個々について、担当する避難支援者の氏名・連絡先や、個別訪問等で知りえた避難支援に必要な情報（具体的な身体状況、近隣の知り合いや親戚、避難に必要な用具、持病に必要な薬品等）、本人も知っておくべきこと（情報伝達手段、避難支援者、避難場所など）等を事前にまとめた個票とします。

#### (2) 個別避難計画の考え方

個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として作成するものです。

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）の参加のもとで、近隣の避難支援者、民生委員・児童委員、町内会・自治会等役員など、地域で直接支援に携わるメンバーが協議し、避難行動要支援者本人の意向を尊重しながら、避難支援者（複数）、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて具体的に話し合い、確認しておきます。また、必要に応じて、ケースワーカー又は保健師、担当ケアマネージャー等の専門的な助言・支援を要請します。

#### (3) 個別避難計画の対象者

個別避難計画の対象者は、原則として本避難支援プラン「第2章（2）避難行動要支援者名簿の対象範囲」と同様となります。

#### (4) 避難行動要支援者・避難支援者の役割

町内会・自治会等、民生委員・児童委員、消防団や市と連携し、地域に居住する避難行動要支援者の生活状況等の把握に努め、日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本

人・家族との間で連絡を取り合い、発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法について情報等を共有します。

また、避難施設周辺、避難経路における目標物や危険物、又はそれらの問題点などについて、本人を含めた関係者で話し合い、確認しながら、迅速で的確な避難方法及び安否確認の方法について検討しておきます。

#### (5) 市の役割

市は、地域における個別避難計画の作成にあたり、個別避難計画の作成を促進するための環境を整備することに努めます。また、ヘルプカード※などの、災害時に必要な支援や配慮が明記され、周囲の人が適切に支援できる手段の普及に努めます。

※ ヘルプカードとは障がいのある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。